

高知県耕地自然災害防止事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年3月高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県耕地自然災害防止事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び対象事業)

第2条 県は、高知県耕地自然災害防止事業実施要領(以下「要領」という。)の規定に基づき定められた耕地災害危険地域において、生産基盤の保全並びに民生の安定と地域の活性化を図るため、市町村(以下「補助事業者」という。)が行う災害未然防止事業(以下「補助事業」という。)に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業の種類及び補助率等)

第3条 前条に規定する補助事業の種類及び補助率は、別表第1のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式とし、農業振興センター所長(以下「所長」という。)に提出するものとする。

- 2 補助事業者は、補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税 仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第

226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(変更承認申請)

第5条 補助事業者は次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第4号様式による変更承認申請書を提出し、所長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業主体の変更
- (3) 事業費の30パーセントを超える変更
- (4) 補助金額の変更
- (5) 地区間相互の補助金の流用
- (6) 事業量の30パーセントを超える変更

(^{しゅん}竣工届)

第6条 補助事業者は、該当事業が竣工をしたときは、遅滞なく別記第5号様式による^{しゅん}竣工届を所長に提出しなければならない。

(実施設計書等)

第7条 補助事業者は、実施設計書及び変更設計書について、当該設計書に別記第6号様式を添えて所長に提出し、審査を受けた上でなければ工事を施行してはならない。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、事業完了後30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第7号様式による実績報告書に次に掲げる書類を添付して、所長に提出するものとする。

なお、これにより難いときは、翌会計年度の4月15日までとする。

- (1) 別記第2号様式による事業実績書
 - (2) 別記第8号様式による補助事業竣工調書
 - (3) 別記第9号様式による収支精算書
- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を別記第10号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(概算払)

第9条 補助事業者は、規則第14条ただし書に規定する補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第11号様式による概算払請求書を所長に提出しなければならない。

(補助の条件)

第10条 補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5カ年間整備保管しなければならない。
- (2) 所長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況、補助金の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実施に調査できるものとする。
- (3) 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

(グリーン購入)

第 11 条 補助事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 12 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第 6 条第 1 項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、平成 12 年度から適用する。
- 2 この要綱は、令和 13 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第 8 条第 3 項、第 10 条及び第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有る。

(附則)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 16 年 6 月 1 日から施行し、平成 16 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行し、平成 18 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 15 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、令和 3 年 5 月 27 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。

(附則)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

補助事業の種類	補助対象事業	補助率
耕地自然災害防止事業	<p>ア 地域防災計画に掲げられている耕地災害危険地域において災害未然防止のために行う工事</p> <p>イ 過去に県営ほ場整備を実施した地域で、かつ流域治水に資する地区で行う排水改良工事</p>	<p>アの事業にあつては、</p> <p>1 補助対象事業費の10分の5以内 (ただし、地すべり区域内の地すべり対策工事については、10分の8以内)</p> <p>2 1事業あたりの助成額の上限は、500万円とする。</p> <p>イの事業にあつては、</p> <p>1 補助対象事業費の10分の5以内</p> <p>2 1事業あたりの助成額の上限は、500万円とする。</p> <p>3 令和12年度までの措置とする。</p>

別表第2（第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

農業振興センター所長 様

市町村長名

年度高知県耕地自然災害
防止事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県耕地自然災害防止事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 災害危険地域名及び地区名
- 2 事業着手（又は予定）年月日
年 月 日
- 3 事業完了予定年月日
年 月 日
- 4 事業計画書（別記第2号様式のとおり）
- 5 収支予算書（別記第3号様式のとおり）

事業計画書 実績

災害危険区域名及び地区名	工種	施工箇所	事業量	事業費	補助金	補助率	補助金以外の財源内訳			工期	備考
							市町村費	その他	計		
					/		/	/			
					/		/	/			
					/		/	/			
					/		/	/			
					/		/	/			
	計										

- 1 工種欄には、土留擁壁、排(承)水路、アンカー、抑止杭、排水ホーリング、落石防止柵、頭首工、樋管、樋門、用排水機場等記入のこと。
- 2 施工箇所は、設計書ごとに記入のこと。
- 3 災害危険区域名により、補助率の違うものは、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費を記載し、補助金の算出根拠を明記すること。
- 4 計画、実績のいずれか○で囲む。

第3号様式(第4条関係)

収 支 予 算 書

(1)収入の部

区 分	予 算 額	備 考

(2)支出の部

区 分	予 算 額	備 考

予算議決(又は予算議決予定)

年 月 日

農業振興センター所長 様

市町村長名

年度高知県耕地自然災害
防止事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知のあった上記補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県耕地自然災害防止事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

- 1 災害危険地域名及び地区名
- 2 変更承認申請額

当初申請額	変更申請額	差引増減額
千円	千円	千円

- 3 変更の理由及び内容
- 4 変更事業計画書（別記第2号様式のとおり）
- 5 変更収支予算書（別記第3号様式のとおり）

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

農業振興センター所長 様

市町村長名

工事^{しゅん}竣工届

年度の耕地自然災害防止事業は、下記のとおり^{しゅん}竣工しました。

記

- 1 災害危険地域名及び地区名
- 2 工事名
- 3 工事^{しゅん}竣工年月日

第6号様式(第7条関係)

実施設計審査表 (変更)

年度		事業名		事業量		事業費	
地区名				工種			
職名	審査年月日			職名	審査年月日		
所長				課長			
次長				課長補佐			
課長				係長			
チーフ				係			
担当							
農業振興センター指示事項				事業主体回答			

工事施工については、上記指示内容を十分検討のうえ実施してください。

第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

農業振興センター所長 様

市町村長名

年度高知県耕地自然災害 防止事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号をもって補助金交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、高知県耕地自然災害防止事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 災害危険地域名及び地区名
- 2 事業の成果（別記第2号様式・別記第8号様式のとおり）
- 3 事業完了年月日
年 月 日
- 4 収支精算書（別記第9号様式のとおり）

第8号様式(第8条関係)

補 助 事 業 ^{しゅん} 竣 工 調 査 書

災害危険区 域名 地区名	工 事 施 工 状 況			完 成 検 査 確 認 欄				備 考
	契約年月日		契約金額		調査年月日		検 査 職 員 職 ・ 氏 名	
	着工年月日		請 負 人		立 会 人		設 計 責 任 者 職 ・ 氏 名	
	^{しゅん} 竣工年月日							
	契約年月日		契約金額		調査年月日		検 査 職 員 職 ・ 氏 名	
	着工年月日		請 負 人		立 会 人		設 計 責 任 者 職 ・ 氏 名	
	^{しゅん} 竣工年月日							
	契約年月日		契約金額		調査年月日		検 査 職 員 職 ・ 氏 名	
	着工年月日		請 負 人		立 会 人		設 計 責 任 者 職 ・ 氏 名	
	^{しゅん} 竣工年月日							

- 注 1 測量設計等の委託業務についても、請負工事に準じて記載すること。
 2 請負人は、法人名(又は商号)及び代表者名を記入すること。
 3 検査が^{しゅん}竣工より15日以上後の場合は、備考欄に完了届受理日を記入すること。

第10号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

農業振興センター所長 様

市町村長名

年度 高知県耕地自然災害防止事業費補助金消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付決定通知のあ
った高知県耕地自然災害防止事業費補助金について、高知県耕地自然災害防止事業補助金
交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注） 地区別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

農業振興センター所長 様

市町村長名

年度高知県耕地自然災害
防止事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号をもって補助金交付決定通知のあ
った高知県耕地自然災害防止事業費補助金を概算交付されるよう高知県耕地自然災
害防止事業費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 災害危険地域名及び地区名

2 概算払請求額

補助金交付決定額 円

既交付額 円

今回請求額 円